

ご契約に関する重要事項説明書

(特別高圧・高圧)

この重要事項説明書は、電気事業法および経済産業省令に基づき、電気需給契約の締結前に小売電気事業者である株式会社TTSパワー（以下「当社」という）との電気需給契約の内容をお客さまにわかりやすく説明するものです。

1. 申込み方法

当社の電気需給約款等の供給条件を承諾のうえ、当社所定の様式により申込みいただきます。
(電気需給約款等の供給条件は、当社のホームページに掲載します。)

2. 電力需給契約の成立および契約期間

- (1) お客さまから電力供給に関する諸条件を確認させていただいたうえ、契約条件について当社と合意したときに契約は成立いたします。また、原則として電力需給契約書を締結していただきます。
- (2) 契約期間は、電力需給契約書記載の需給開始日以降1年間といたします。また、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしてします。

3. 供給の開始

当社は、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

4. 供給電圧および周波数

- (1) 特別高圧電力は、原則として供給電圧 20,000 ボルト以上、周波数 60 ヘルツとします。
- (2) 高圧電力は、原則として供給電圧 6,000V、周波数 60 ヘルツとします。

5. 契約電力

- (1) 特別高圧電力は、お客さまと当社と協議のうえ、決定させていただきます。
- (2) 高圧電力は、契約電力 500 キロワット以上はお客さまと当社と協議のうえ、決定させていただきます。また、契約電力 500 キロワット未満はその1カ月の最大需要電力と前11カ月の最大需要電力のいずれか大きい値といたします。

6. 工事費等の負担

当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者より工事費等の負担を求められる場合には、お客さまよりその費用を申し受けます。その費用は、発生した月の翌月末に当社指定の金融機関に振込んでいただきます。

7. 料金の算定方法、検針日、算定期間

- (1) 毎月の料金は、原則として基本料金（力率修正後）、電力量料金（燃料費調整額含む）、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。基本料金単価、従量料金単価、に関しては、お客さまと締結する電力需給契約書に記載するものといたします。
- (2) 検針日は、お客さまごとに一般送配電事業者が定めた日、または月末 24 時といたします。
- (3) 料金の算定期間は、原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。

8. 料金の支払義務、支払方法、支払期日および支払期限

- (1) 料金の支払義務が発生する日は、原則として検針日とします。
- (2) 料金の支払方法は、原則として口座振込とし、支払期日・支払期限は原則として翌月 25 日までとします。
- (3) 料金のお支払がなされなかった場合は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息（年率 10 パーセント）を申し受けます。

9. 契約超過金

お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、超過した電力について、基本料金の 1.5 倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払期限内に支払っていただきます。

10. 電力需給契約の変更、解約

- (1) 電力需給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できません。また、お客さまが電力需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、原則として 3 ヶ月前までに当社に通知していただきます。
- (2) 当社は、電気需給約款の定めに基づき、電気の供給の停止または電気需給契約の解約を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、当社より電気需給契約を解約する場合は解約の 15 日前までに予告いたします。

11. 違約金

お客さまの責めとなる理由により、当社との契約期間満了以前に当社との契約を解約される場合には、原則として、違約金として解約時から契約期間満了時までの期間の契約基本料金の 1.5 倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。

12. 需要場所への立入りや保安の協力

当社の電気需給約款および一般送配電事業者の定める託送供給等約款に基づき、お客さまには、需要場所への立ち入りを承諾していただきます。また、保安のため、お客さまの負担で必要な措置を講じていただく場合があります。

13. 需給開始後の電力需給契約の消滅・変更に伴う精算

お客様の都合による電力需給契約の消滅・変更等により、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて工事費等の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客様より申し受けます。

14. その他

- (1) お客様が現在ご契約の小売電気事業者から契約を切り替える際には、違約金の支払い等、不利益を生じる場合がありますので、詳細は現在ご契約の小売電気事業者とのご契約内容をご確認ください。
- (2) 当社は、本重要事項説明書、電気需給約款および個人情報取扱説明書を当社のホームページに掲載いたします。

15. 小売電気事業者・問合せ先

小売電気事業者

株式会社TTSパワー（小売電気事業者登録番号：A0214）

〒820-0111 福岡県飯塚市有安1039-1

問い合わせ先

株式会社TTSパワー

Tel：0948-31-1800 Fax：0948-82-4937

受付時間：平日（年末年始除く）9時～17時

本重要事項説明書は2017年4月1日より適用するものとします。